

神戸大学学報

1963. 11 庶務課発行

号 外

昭和38年11月9日

神戸大学 協議会

学長候補者選挙の公示

「神戸大学学長選挙規程」によつて、

神戸大学学長候補者の選挙を、次の

とおり行なう。

1. 予備選挙の期日 11月25日

2. 本選挙の期日 12月1日

右期日中に本選挙が完了しない場合の本選挙の
続行期日 12月8日

神戸大学学長選考規程の改正

神戸大学学長選考規程（昭和二十八年十月十五日制定・昭和三十一年九月十二日改正）の全部を次のとおり改正する。

神戸大学学長選考規程

（選考の機関）

第一条 神戸大学学長（以下「学長」という。）の候補者の選考は、教育公務員特例法第四条に基づき、神戸大学協議会（以下「協議会」という。）が、この規程によつて行なう。

（選考の事由および時期）

第二条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

一 学長の任期が満了するとき。

二 協議会において学長の辞職の申出を

三 学長が欠員となつたとき。

二 協議会は、前項第一号に該当する場合には任期満了の少なくとも二月前、第二号に該当する場合には辞職の申出の承認があつたとき、また第三号に該当する場合には欠員となつたときに、遅滞なく、学長候補者選考の手続を開始しなければならない。

（選考の方法）

第三条 協議会は、学長候補者を選考するため、次条以下の規定によつて選挙を行なわせる。

（被選挙権）

第四条 学長候補者は、本学に在職する学長および専任の教授の中から選挙する。

（選挙権）

第五条 学長候補者の選挙に投票を行なうことができる者（以下「選挙権者」という。）は、専任の教官として、本学に在職する学

、長、教授、助教授および講師とする。ただし、教授、助教授および講師については、実質的に事務または技術の職務に従事しているものと協議会が認定した者を除く。

(資格の基準日)

第六条 被選挙権および選挙権の有無は、選挙期日の公示の日現在をもつて定める。ただし、選挙の期日までに退職、配置換、転任等の異動により、本学の教官でなくなつたときは、異動の日からその資格を失なう。

前項の異動の日は、教授会において、異動を決定した日とする。
(選挙の方法)

第七条 選挙は、予備選挙および本選挙とする。

予備選挙の期日と本選挙の期日との間には、五日以上の期間を置くものとする。

(予備選挙)

第八条 予備選挙は、二名連記無記名投票によつて行なう。

前項の投票の効力は、被投票者ごとに各別に判定する。ただし、

所定数をこえて連記した投票は無効とし、同一人を連記した投票は、これを一名を記載したものとみなす。

予備選挙については、公務・病氣その他やむを得ない事由により投票を行なうことのできない者により不在投票を認める。

予備選挙において得票多数の十名をもつて当選者とする。ただし、未記に得票同数の者があるときは、その全員を当選者に加える。

(本選挙)

第九条 本選挙は、予備選挙の当選者について単記無記名投票によつて行なう。

本選挙については、不在投票を認めない。

本選挙において有効投票総数の過半数を得た者をもつて当選者とする。

過半数の得票者がないときは、各得票者につきその得票数とその次順位以下の者の全得票数との合計が有効投票総数の三分の一以上となる者について、過半数の得票者を得るまで、くりかえし

て投票を行なう。

5 前項の場合において、得票同数の者があるときは、同数の得票者は相互に次順位として計算する。

6 投票をくりかえして行なつた場合において、末尾に得票同数の者があり、第四項に定める得票者の数が前回と同じとなつたときは、その末尾の得票者のうちから一名を除外して再投票を行なう。除外者はくじをもつて定める。

7 本選挙は、投票をくりかえし行なり場合においても、なるべく一日中に完了するものとする。

(選挙の公示)

第十条 協議会は、学長候補者選挙を行なり旨および予備選挙ならびに本選挙の期日を公示しなければならぬ。

2 前項の公示は、予備選挙の期日の十三日前までにしなければならぬ。

3 第一項の公示においては、本選挙が一日中に完了しない場合の

ために本選挙の続行の期日を定めるものとする。

(選挙事務の管理)

第十一条 協議会は、学長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設けて、学長候補者選挙事務の管理を行なわせる。

2 管理委員会は、次の委員をもつて組織する。

一 文学部、教育学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、工学部および一般教育を行なり部から各二名

二 経済経営研究所から一名

3 管理委員会の委員が予備選挙当選者となつたときは、直ちに委員を退かなければならぬ。

4 管理委員会の委員に欠員を生じたときは、当該委員を選出した部局は、遅滞なく、委員を補充しなければならぬ。

5 管理委員会の委員長は、委員の互選によつて定める。委員長は委員会を招集して、その議長となる。ただし、最初の委員会は協

議会の議長がこれを招集する。

6 管理委員会に、幹事および書記をおき、協議会の幹事および書記をもつてあてる。

7 管理委員会は、選挙に関する事務を事務職員に委嘱することができる。

(投票の効力の判定および協議会に対する報告)

第十二条 投票の効力の判定は、管理委員会が行なり。

2 予備選挙および本選挙が終了したときは、管理委員会は、投票の次第および結果を協議会に報告しなければならぬ。

(協議会の審査)

第十三条 協議会は、必要があると認められた場合には、管理委員会の行なつた投票の効力の判定につき、審査を行なり。

(協議会による選考)

第十四条 協議会は、選挙の結果に基づき学長候補者を選考する。

2 協議会は、前項の選考により決定した学長候補者を学長または

その代理者に報告する。

(辞退の原則的禁止、再選挙)

第十五条 予備選挙および本選挙の当選者は、当選を辞退することができない。ただし、本選挙の当選者については、協議会が、やむを得ない事由があるものとして、その当選の辞退を承認した場合、この限りでない。

2 協議会は、前項ただし書の規定により辞退を承認したときは、管理委員会をしてすでに選定された予備選挙当選者の中から辞退者を除いたその他の者について、さらに本選挙を行なわせる。

(学長の任期)

第十六条 学長の任期は、四年とする。

2 学長は、重任することができる。ただし、その任期は、継続して六年をこえることはできない。

(規程の実施および解釈)

第十七条 この規程の実施または解釈につき疑義のあるときは、協

議 会 が こ れ を 決 す る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 昭 和 三 十 八 年 十 一 月 七 日 か ら 施 行 す る 。

神戸大学学長選考規程の改正

神戸大学学長選考規程（昭和二十八年十月十五日制定。昭和三十一年九月十二日改正）の全部を次のとおり改正する。

神戸大学学長選考規程

（選考の機関）

第一条 神戸大学学長（以下「学長」という。）の候補者の選考は、教育公務員特例法第四条に基づき、神戸大学協議会（以下「協議会」という。）が、この規程によつて行なう。

（選考の事由および時期）

第二条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

- 一 学長の任期が満了するとき。

- 二 協議会において学長の辞職の申出を承認したとき。
- 三 学長が欠員となつたとき。

- 2 協議会は、前項第一号に該当する場合には任期満了の少なくとも二月前、第二号に該当する場合には辞職の申出の承認があつたとき、また第三号に該当する場合には欠員となつたときに、遅滞なく、学長候補者選考の手續を開始しなければならない。

（選考の方法）

第三条 協議会は、学長候補者を選考するため、次条以下の規定によつて選挙を行なわせる。

（被選挙権）

第四条 学長候補者は、本学に在職する学長および専任の教授の中から選挙する。

（選挙権）

第五条 学長候補者の選挙に投票を行なうことができる者（以下「選挙権者」という。）は、専任の教官として、本学に在職する学

、長、教授、助教および講師とする。ただし、教授、助教および講師については、実務的に必要または技術の職務に就任しているものと協議会が認定した者を除く。

(資格の基準日)

第六条 被選挙権および選挙の有無は、選挙期日の公示の日現在をもつて定める。ただし、選挙の期日までに退職、配直換、兼任等の異動により、本学の教官でなくなつたときは、異動の日からその資格を失ふ。

2 前項の異動の日は、教授会において、異動を決定した日とする。
(選挙の方法)

第七条 選挙は、予備選挙および本選挙とする。

2 予備選挙の期日と本選挙の期日との間には、五日以上の期間を置くものとする。

(予備選挙)

第八条 予備選挙は、二名連記無記名投票によつて行なう。

2 前項の投票の効力は、被投票者ごとに各別に判定する。ただし、

所定数をこえて連記した投票は無効とし、同一人を連記した投票は、これを一名を記載したものとみなす。

3 予備選挙については、公務・病気その他やむを得ない事由により投票を行なうことのできない者に限り不在投票を認める。

4 予備選挙において得票数の十名をもつて当選者とする。ただし、末尾に得票数同数の者があるときは、その全員を当選者に加える。

(本選挙)

第九条 本選挙は、予備選挙の当選者について単記無記名投票によつて行なう。

2 本選挙については、不在投票を認めない。

3 本選挙において有効投票総数の過半数を得た者をもつて当選者とする。

4 過半数の得票者がないときは、各得票者につきその得票数とその次順位以下の者の全得票数との合計が有効投票総数の三分の一以上となる者について、過半数の得票者を得るまで、くりかえし

て投票を行なう。

5 前項の場合において、得票同数の者があるときは、同数の得票者は相互に次順位として計算する。

6 投票をくりかえして行なつた場合において、末尾に得票同数の者があり、第四項に定める得票者の数が前回と同じとなつたときは、その末尾の得票者のうちから一名を除外して再投票を行なう。除外者はくじをもつて定める。

7 本選挙は、投票をくりかえし行なう場合においても、なるべく一日中に完了するものとする。

(選挙の公示)

第十条 協議会は、学長候補者選挙を行なう旨および予備選挙ならびに本選挙の期日を公示しなければならない。

2 前項の公示は、予備選挙の期日の十三日前までにしなければならない。

3 第一項の公示においては、本選挙が一日中に完了しない場合の

ために本選挙の続行の期日を定めるものとする。

(選挙事務の管理)

第十一条 協議会は、学長選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設けて、学長候補者選挙事務の管理を行なわせる。

2 管理委員会は、次の委員をもつて組織する。

- 一 文学部、教育学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、工学部および一般教育を行なう部から各二名
- 二 経済経営研究所から一名

3 管理委員会の委員が予備選挙当選者となつたときは、直ちに委員を退かなければならない。

4 管理委員会の委員に欠員を生じたときは、当該委員を選出した部局は、遅滞なく、委員を補充しなければならない。

5 管理委員会の委員長は、委員の互選によつて定める。委員長は委員会を招集して、その議長となる。ただし、最初の委員会は協

議会の事務がこれを招く。

6 管理委員会は、幹事および書記をおき、協会の幹事および書記をもつてあてゐる。

7 管理委員会は、選挙に関する事務を事務職員に委嘱することができる。

(投票の効力の判定および協議会に対する報告)

第十二条 投票の効力の判定は、管理委員会が行なり。

2 予備選挙および本選挙が終了したときは、管理委員会は、投票の次第および結果を協議会に報告しなければならない。

(協議会の審査)

第十三条 協議会は、必要があると認められた場合には、管理委員会の行なつた投票の効力の判定につき、審査を行なり。

(協議会による選考)

第十四条 協議会は、選挙の結果に基づき学長候補者を選考する。

2 協議会は、前項の選考により決定した学長候補者を学長または

その代理者に報告する。

(辞退の原則的禁止、再選挙)

第十五条 予備選挙および本選挙の当選者は、当選を辞退することができない。ただし、本選挙の当選者については、協議会が、やむを得ない事由があるものとして、その当選の辞退を承認した場合、この限りでない。

2 協議会は、前項ただし書の規定により辞退を承認したときは、管理委員会をしてすでに選定された予備選挙当選者の中から辞退者を除いたその他の者について、さきに本選挙を行なわせる。

(学長の任期)

第十六条 学長の任期は、四年とする。

2 学長は、重任することができ。ただし、その任期は、継続して六年をこえることはできない。

(規程の実施および解釈)

第十七条 この規程の実施または解釈につき疑義のあるときは、協

議 会 が こ れ を 決 す る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 昭 和 三 十 八 年 十 一 月 七 日 か ら 施 行 す る 。